

令和7年3月10日  
長野県神川沿岸土地改良区  
理事長 小市 邦夫

## 令和7年度農地転用決済金のお知らせ

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月4日開催の第93回通常総代会において、長野県神川沿岸土地改良区 令和7年度農地転用決済金賦課基準が決まりましたので、  
令和7年4月1日受付分より下記の金額を徴収いたします。

地 区	1 m <sup>2</sup> 当り賦課金	徴収方法
左岸幹線受益地	110 円	変更なし  (意見書交付時に改良区窓口にて現金納付)
吉田堰受益地	86 円	
上記以外	80 円	

※左岸幹線受益地は、左岸水路管理費一部負担金 20 円/m<sup>2</sup>のお支払いも必要です。

※意見書発行手数料は 1,000 円/件です。